

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成22年7月20日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称，所在地及び設置者
名 称 万代シテイレジャービル
所在地 新潟市中央区万代1丁目4番8号
設置者 株式会社万代開発
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
・ 株式会社万代開発
（変更前）代表取締役社長 小黒 俊彦
（変更後）代表取締役社長 大嶋 徳之
- 3 変更年月日
平成22年6月23日
- 4 変更の理由
代表者の交代のため
- 5 届出年月日
平成22年7月7日
- 6 縦覧場所
新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課
- 7 縦覧期間
平成22年7月20日から平成22年11月20日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係
電 話 025 - 226 - 1633
Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp